

神栖市建設工事低入札価格調査実施要領に係る注意事項等について（お知らせ）

神栖市企画部契約管財課

I 低入札価格調査資料の提出期限と提出先について

低入札価格調査制度対象工事の競争入札において、落札者又は落札候補者の決定を保留され、神栖市建設工事低入札価格調査実施要領第3条第2項の書類（低入札価格調査資料）の提出を求められた者は、要領第5条第2項第1号での入札執行者の定める期限までに提出することになりますが、その提出期限と提出先を次のとおりとします。

低入札価格調査資料は、原則、開札日（低入札価格調査資料の提出を求められた日）の翌日から2日後の日の午後5時15分までに、契約管財課へ提出することとします。

ただし、その期間内に土曜日・日曜日及び祝日（振替休日を含む）がある場合は、これを除きます。

また、市が調査のため追加資料が必要であると認め、追加資料の提出を求めた場合は、提出を求められた日の翌日から、低入札価格調査資料と同様に起算した日時を提出期限とします。

※ 提出された低入札価格調査資料（追加資料も含む）は、提出期限後の差替え及び再提出を認めませんので、十分に精査のうえ提出してください。

開札日（低入札価格調査資料の提出を求められた日）から資料の提出期限までに期間が余りありませんので、入札額が調査基準価格を下回る可能性がある場合は、低入札価格調査資料を事前にご準備ください。

提出を求められた資料の全部又は一部が、提出期限までに提出されない場合は、要領第5条第2項により失格となり、同条第3項により不誠実な行為とみなし、指名停止等の措置を講じる場合があります。

II 不適格事項の参考事例

低入札価格調査は、資料の審査を経て入札の責任者（代表者や工事責任者等）から事情聴取を行い、神栖市建設工事低入札価格調査会において、要領第5条第2項第2号から第5号に基づき、契約相手としての適格性を判断することになりますが、不適格とみなして失格となる事例を、下記に掲げますので参考にしてください。

【不適格事項の参考事例】

1 必要な提出書類が欠落しているとき

- 2 提出書類に不備があるとき
 - ・ 計算間違い
 - ・ 見積書等の印鑑漏れや日付の不整合
 - ・ 見積書の不適正な修正、重要事項の欠落
- 3 書類の不整合
 - ・ 外注先等の見積額が入札時に提出された工事費内訳書の該当金額を上回っている場合
 - ・ 外注先等の見積額が入札時に提出された工事費内訳書の該当金額を下回っている場合で、その差額に理由や根拠が示せない場合
 - ・ 総合評価方式の入札における技術提案内容が積算内訳書等に反映されていない場合
- 4 工事内容を正しく把握していないとき
 - ・ 設計書で要求している材料等と異なる規格又は材料等で、同等品以下となる材料を採用している場合
 - ・ 数量等を誤っている場合
 - ・ 工事内容の欠落や必要材料等の欠落
- 5 工事全体の施工体制が確立していないとき
 - ・ 外注先の見積書の欠落又は自社で施工するとしても必要な資機材や労働者等を確保できていない等、全ての工事内容についての施工体制が確立していない場合
- 6 法令に違反しているとき
 - ・ 建設業法に係るもの
 - ・ 建設副産物の処理
- 7 その他
 - ・ 適正な工事内容の履行と品質の確保、安全管理の徹底、又は下請等へのしわ寄せ防止等の観点において疑義が生じる場合

Ⅲ 実施時期

平成30年7月1日以降に公告（指名）する競争入札から適用。

平成30年6月20日

〔お問合わせ先〕
契約管財課契約検査グループ
電話番号0299-90-1130
内線362・363